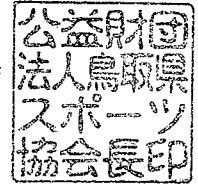




ス協第60号
令和3年4月27日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 中永 廣樹



令和2年度事業報告書(鳥取県立武道館)について

このことについて、鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書第10条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和2年度 事業報告書

施設名：鳥取県立武道館

目次

1	管理運営の体制	1
	(1) 管理運営の組織	
	(2) 日常の職員配置	
2	管理業務の実施状況	2
	(1) 受付・案内業務	
	(2) 利用許可業務	
	(3) 利用調整業務	
3	委託・工事の発注	4
	(1) 委託状況	
	(2) 工事の発注状況	
	(3) 電力の調達状況	
4	自主事業の実施内容	5
	(1) 教室実施状況	
	(2) イベント実施状況	
	(3) 自動販売機設置状況	
	(4) 広告事業	
	(5) その他	
5	障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興	15
	(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況	
	(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況	
	(3) 障がい者スポーツの普及振興等	
6	緊急時の対応	17
7	J-ALERTの取扱い	17
	(1) J-アラートの点検業務	
	(2) J-アラートを使用した訓練	
	(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応	

8	保守管理の実施	18
	(1) 清掃	
	(2) 駐車場	
	(3) 除雪作業	
	(4) 喫煙スペース	
	(5) 消防	
	(6) 電気設備	
	(7) 警備	
	(8) その他の保守点検	
	(9) 保険	
	(10) 備品の管理	
	(11) リース契約	
	(12) 修繕	
	(13) 関係書類の整備について	
9	収支状況	27
10	職員に係る雇用条件および労働状況	28
	別紙1	
11	利用者数および利用料金の収入状況	28
	別紙2	
12	その他	28
	(1) 利用者サービスの向上	
	(2) 鳥取県の施策への協力	
	(3) 新型コロナウイルス感染症対応	
	(4) 社会貢献活動	
	(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組	
	(6) PM2.5・黄砂の注意喚起	
	(7) 差別落書きの対応	
	(8) 職員研修	
	(9) 植栽管理	

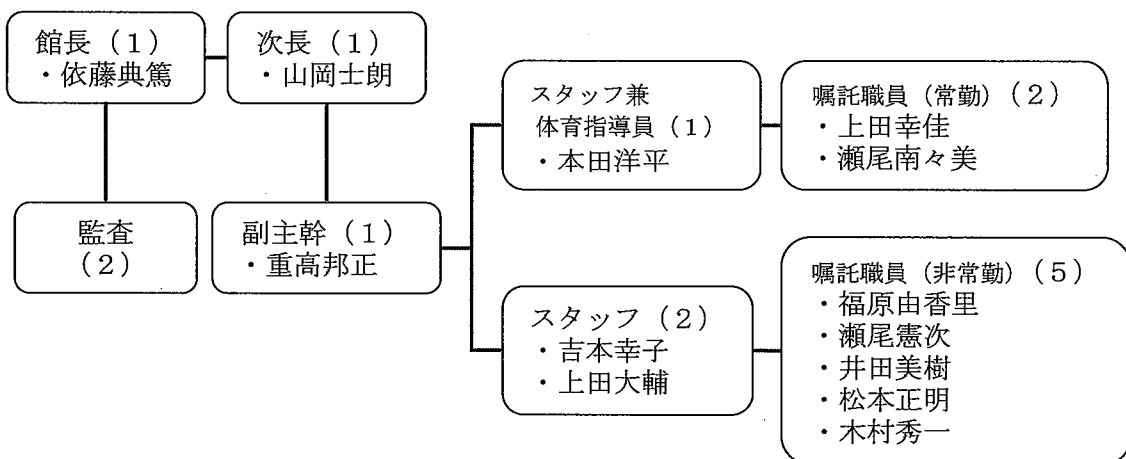
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

①実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計6名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）5名（毎日1～3名）を配置した合計13名で当館の管理運営業務を行った。
- ・監事（2名）による外部監査を年2回実施した。

○武道館管理運営体制図



②資格技術者の配置

ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者1名（正職員）を配置した。

イ 電気主任技術者（委託可）

委託先：本田電気管理事務所（県内事業者）

委託期間：H31.4.1～R6.3.31

(2) 日常の職員配置

- ・施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置した（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとった）。
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置した。
- ・開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、受付に常時2名以上配置した。
- ・トレーニング等に関する的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した

時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を1名以上配置した。

資格名 (旧資格名)	人数	職員名 (競技名)
コーチ1 (指導員)	2名	本田洋平 (弓道)、上田大輔 (剣道)
コーチ2 (上級指導員)	1名	瀬尾憲次 (銃剣道)
コーチ3 (コーチ)	2名	(柔道) 山岡士朗、(器械体操) 重高邦正

○施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を1名以上配置した。

【有資格者：5名】

資格名	人数	職員名
上級体育施設管理士	2名	山岡士朗、本田洋平
体育施設管理士	1名	上田大輔
体育施設運営士	1名	重高邦正

○AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した (全職員受講済)。

受講講習名	実施日	人数	職員名等
(公財)鳥取県スポーツ協会公認トレーナー養成講習会 (応急処置の基礎知識)	12月6日	1名	本田洋平
普通救命講習 (AED使用法含む) ※毎月実施 (業務報告書に記載)	月1回	13名	全職員

- ・施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を1名以上配置した。
- ・AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した (全職員受講済)。
- ・普通救命講習 (AED取扱い等) を施設内で指導できる職員を配置した。

資格名	人数	職員名等
応急手当指導員	2名	本田洋平、上田大輔
応急手当普及員	1名	重高邦正

○AEDを職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理した。

- ・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検を実施した (館内巡回時に実施、AED点検表に記載)。

○AEDを常時使用できるよう年1回定期点検した。

- ・上記の日常点検実施と同じ。
- ・AED本体は令和元年12月4日に機種交換 (耐用期間：7年) を実施済。

2 管理業務の実施状況

(1) 受付・案内業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・利用者への応接、電話での問い合わせ等への対応について、迅速かつ適切に行った。

- ・施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をする
とともに、その内容を県へ随時報告した。
- ・県立施設予約システムによる利用者登録及び事前受付を適切に実施した。
- ・ネット予約を受付対応できるようした。
- ・県が各種大会等で施設を利用する場合にあつては、随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後、大規模利用時（武道大会、イベント等）については、施設長が認
めたものに限り随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後の専用利用の受付は、会議室及び研修室は利用月3ヶ月前の1日か
ら、その他の利用（稽古会、練習会等）は利用月1ヶ月前の1日から受け付けた。
- ・一般利用の受付は、当日利用申し込みを受け付けた。
- ・利用料のキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）を推進し、受付を行
った。令和2年度実績166件（キャッシュレス業務報告書で毎月報告）。

(2) 利用許可業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という）
第7条に基づき、利用の許可を行った（令和2年度利用許可業務3,854件を実施）。

(3) 利用調整業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・翌年度の大会及びイベント等による利用については、毎年2月までに、各武道競技団
体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、その他利用を希望する団体等を対象に、
翌年度の年間利用調整会議を開催し、利用の調整を行っていたが、今年度はコロナの
影響を考慮し、参集しての調整会は実施せず、利用希望団体と職員が個別に調整し、
日程を決定した。
- ・県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準
ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付けた。
- ・中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度8月に大
規模利用調整会議を開催して利用の調整を行う。ただし、大規模利用調整会議は利用
希望が重ならなかった場合には開催しない（令和2年度は大規模調整会実施なし）。

【年間利用調整会議後の受付】

利用区分	受付方法
大規模利用時（武道大会、イベント等）	随時受付
研修会・会議	利用月3ヶ月前から受付

利用区分	受付方法
その他の利用（稽古会・練習会等）	利用月1ヶ月前から受付

3 委託・工事の発注

(1) 委託状況

業務名	業者名	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 した理由
清掃	中国大建管財 (株)	H31.4.1~R6.3.31	31,183,178	県内	
消防設備 保守点検	(株)吉備総合 電設米子営業 所	〃	5,378,240	県内	
自家用電 気工作物 保安	本田電気管理 事務所	〃	1,745,820	県内	
警備	ALSOK山陰(株)	〃	658,800	県内	
エレベ ーター保 守点検	日本オーチス・ エレベータ (株)中国支店	〃	704,916	県外	メーカーの 特約店契約 があるため
空調機 械設備等 保守点検	米子ガス産業 (株)	〃	38,967,392	県内	
不燃物・可 燃物回収	(有)安井環境 衛生社	〃	395,280	県内	
自動扉保 守点検	ナブコドア (株)松江営業 所	〃	1,125,450	県外	米子の管轄 エリアが松 江であるた め

(2) 工事の発注状況

業務名	発注方法	発注先(県内・県外)	県外発注する理由
なし			

(3) 電力の調達方法

調達業者名	契約期間	契約料金	選定方法
中国電力(株)	H31.4.1~R6.3.31	R1.10.1以降使用分 ①基本料金 金1,210円00銭(1キロ ワット、1月につき) ②電力量料金(1キロワット時につき)	一般競争 入札

調達業者名	契約期間	契約料金	選定方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・夏 季 金 14 円 37 銭 ・その他季 金 13 円 08 銭 上記単価は消費税等相当額を含む	

4 自主事業の実施内容

(1) 教室実施状況

●新型コロナウイルスの影響

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から5月に臨時休館となったため、その間教室を中止した。
- ・臨時休館中の教室も令和2年度中にすべて補充し、予定通りの回数を確保することができた。

●鳥取県スポーツ推進計画

- ・「鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）」の推進を目指し、様々な武道・スポーツの教室プログラムの提供を行った。

●武道・スポーツ教室の指導

- ・当館職員には武道（スポーツ）指導の有資格者がおり、初心者から上級者まで能力に応じたプログラムにより、専門的な指導を行った。
- ・職員のスポーツ指導に必要な資格取得を推進し、教室プログラムの充実を図った。
- ・教室の運営には安全が欠かせない。より高い技術指導を行うため、各武道連盟から委嘱された外部講師とは別に、開催教室の競技者等にボランティアスタッフとして登録し、教室の補助講師として活動してもらった。
- ・教室では武道の普及振興が大事な要素であり、各武道連盟の協力により、教室の目的達成にふさわしい優秀な指導者を派遣してもらった。

●武道・スポーツ教室のプログラム

- ・武道に特化した教室はもとより、利用者のニーズに合わせた多様なプログラムを設定し、教室を開催した。
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで実施した。

①武道系の教室（ワークショップ）

目 的：武道教室をつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、礼節・勇気・忍耐力を育み、武道を振興し、子どもたちの健全育成を目指す。

実施内容：生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した武道教室を実施した。子どもと大人と一緒に活動でき、親子で参加可能な教室プログラムも用意した。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
柔道 年長・ 小学生1 (水曜日)	年長 小学生	637	4	40	R2.4~R3.3	施設職員	年長 1,500 小学生 1,500
柔道 年長・ 小学生2 (金曜日)	年長 小学生	641	4	40	〃	施設職員	年長 1,500 小学生 1,500
柔道 中学生以上1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	172	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
柔道 中学生以上2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	167	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
剣道 初心者1 (水曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	308	4	40	〃	施設職員	幼児 1,500 小学生 1,500 中学生 1,500
剣道 初心者2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生	149	4	40	〃	施設職員	幼児 1,500 小学生 1,500 中学生 1,500
剣道 経験者1 (水曜日)	小学生 中学生	409	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
剣道 経験者2 (金曜日)	小学生 中学生	449	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
弓道 未経験者1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	49	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 未経験者2 (木曜日)	一般	24	4	40	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 経験者1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	190	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
弓道 経験者 2 (木曜日)	一般	179	4	40	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 未経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	112	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	125	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
空手道 未経験者 (月曜日)	年長 小学生	441	4	40	〃	外部講師	幼児 1,500 小学生 1,500
空手道 中・上級者 (月曜日)	小学生 中学生	486	4	40	〃	外部講師	小学生 1,500 中学生 1,500
なぎなた 1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	118	4	40	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
なぎなた 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	164	4	40	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	229	4	40	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	213	4	40	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
相撲 1 (月曜日)	小学生 中学生	173	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
相撲 2 (木曜日)	小学生 中学生	38	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
カンフー体操 1 初心者	年中 年長 小学生	404	4	40	〃	外部講師	中学生以下 1,500

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
(土曜日)	中学生						
カンフー体操 2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	400	4	40	〃	外部講師	中学生以下 1,500

②運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

目的：日常的に体を動かすことをとおして、体力・技術力・精神力の向上を図り、
運動機会の提供、充実、健康増進を目指す。

実施内容：親子でのスポーツ機会の充実、子どもの運動習慣定着、高齢者の健康増進
を図るための教室プログラムを行った。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
ストレッチ・ トレーニング 一般1 (火曜日)	一般	189	4	40	R2.4~R3.3	施設職員	一般4,000
ストレッチ・ トレーニング 一般2 (木曜日)	一般	235	4	40	〃	施設職員	一般4,000
ゆったり運動 (木曜日)	一般	125	4	40	〃	施設職員	一般4,000
のびのび運動 (木曜日)	年中 年長	131	4	40	〃	施設職員	年中・年長 2,000
のびのび運動 (木曜日)	小学 1,2年	370	4	40	〃	施設職員	小学生 2,000

③道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室（クリニック）

目的：武道・スポーツで使用する道具等の修理・補修技術等を学び、武道・スポーツのさらなる理解と参加者の相互の交流を深めることを目的とする。

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技を行うための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶことに特化した教室（クリニック）を開催した。

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生	15	1	R3.1.30	施設職員	1人500

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
	一般					

④短期開催型の武道（スポーツ）教室

目 的：夏休みや冬休み等の長期の休みを利用した教室事業を実施することにより、武道・スポーツ活動の習慣化と継続をうながし、競技力の向上を図る。

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、外部講師と協力して、短期集中型の武道・スポーツの合宿を行った。

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
小学生 スポーツ 体操・体育合宿	小学生	66	1	R2.7.31～8.2 (3日間)	施設職員 外部講師	1人6,000

(2) イベント実施状況

- ・「鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）」を推進し、さまざまなスポーツプログラムを企画した。
- ・武道人口の拡大を図り、一人でも多くの県民のみなさまに武道・スポーツの楽しさを知っていただけるよう、多くのイベント事業を計画したが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策で多くの事業を中止した。
- ・事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策（検温、アルコール消毒、マスク着用、三密の回避等）を徹底し、人数の制限や参集しないで済む通信大会とするなど工夫した。
- ・鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を招へいしての錬成会および研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、該当事業をすべて中止した。

●主催事業

①武道合同体験会&フリーマーケット（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：各種武道を体験することにより武道に親しみ、武道への理解と興味を深め、県内の武道人口の拡大を図ることを目的とする。

実施内容：各武道団体で体験ブースをつくり、いろいろな武道を体験してもらう。同時にフリーマーケットを開催し、親子で気軽に参加しやすい環境を作ることにより集客を図る。また、子どもが楽しんで参加できるよう、クイズラリーを実施する。

実施時期：11月7日（土）実施予定 中止

収入計画：フリーマーケット1ブースにつき500円（中止のため無し）

②空手道教室昇級審査

目的：鳥取県立武道館空手道教室に参加する生徒を対象に、審査による昇級によって、参加者のモチベーション、技術等の向上を目的とする。

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回実施した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため審査委員はマスク着用、受審者も審査中以外はマスク着用を徹底して実施した。

実施時期：第1回 7月13日 29人受審

第2回 9月28日 28人受審

第3回 12月14日 27人受審

第4回 3月15日 23人受審

参加人数：合計107人

収入計画：受審者1人につき500円×107名＝53,500円

③ローソンカップ小学生柔道大会

目的：鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る。

実施内容：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、全日本柔道連盟に登録している県内の小学生4年生以上による個人戦として実施した（通常は小学1年生から）。審判委員、運営委員はマスク着用、選手は競技時以外マスク着用を徹底した。

実施時期：9月13日（日）

参加人数：選手68人

収入計画：参加料無料

④ローソンカップ高校生弓道大会

目的：鳥取県の高校生を対象に、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行なうことにより、弓道の競技力向上を目指す。

実施内容：鳥取県の高等学校弓道部に所属する高校1・2年生の男女別団体戦（1チーム3名、全体で200名まで）とした。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、各チームが活動弓道場で競技して競う通信大会として実施した。

実施時期：12月12日（土）

参加人数：男子27チーム87名、女子34チーム102名 合計189人

収 入：参加料無料

⑤ローソンカップ小学生剣道大会

目 的：鳥取県の小学生・幼児（5歳以上）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛練を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。

実施内容：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、例年行っている低学年、高学年の部2部門を1部門に統合縮小し、5人の団体戦を行った。全日本剣道連盟ガイドラインにのっとり、選手もマスク着用で大会を実施した。

実施時期：12月20日（日）

収入計画：参加料無料

参加人数：選手132名

⑥鳥取県立武道館鏡開き式（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：年頭にあたり、1年の武道の上達、心身の発達を願い、武道の修業始めとして演武・競技紹介および稽古会を行い、武道の普及・発展・振興を目的とする。

実施内容：参加競技団体による演武・競技紹介、書道パフォーマンス、参加者による初稽古会など。

実施時期：1月10日（日）（中止）

収入計画：参加料無料

⑦鳥取県立武道館開館20周年記念大会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：鳥取県立武道館の開館20周年を記念し、西日本地区の弓道愛好者の相互の交流および鳥取県の弓道の競技力と運営技術の向上を図るとともに地域経済の活性化に資する。

実施内容：西日本地区の弓道愛好者による団体戦と個人戦。

実施期日：7月24日（金）（中止）

収入計画：参加料1人2,000円×200名=400,000円（大会中止のため収入なし）参加料はすべて運営費として使用予定。

●公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」、「地域社会武道指導者研修会」を実施するもの。

⑧令和2年度鳥取県（鳥取市）地方青少年相撲錬成大会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：青少年錬成を通して健全育成を目指し、相撲の基本動作と技術を正しく身に付けることにより向上と発展に寄与する。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等。

実施時期：令和2年6月19日（金）～21日（日）

収 入：参加料無料

参加人数：中止のためなし

⑨令和2年度鳥取県（米子市）地方青少年銃剣道錬成大会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：基本錬成を主眼とする銃剣道錬成大会を開催し、銃剣道の正しい指導のもとに、心身の練磨と相互の親睦を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中四国地区の幼児・小学生・中学生・高校生への実践指導。講義、基本技、応用技の稽古および試合稽古の実施。

実施時期：令和2年7月30日（金）～8月1日（日）

収 入：参加料無料

参加人数：中止のためなし

⑩令和2年度鳥取県（鳥取市）地域社会柔道指導者研修会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して柔道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：初心者の指導法と基本動作、技についての段階的指導法の実践。国際柔道審判規定の理解と充実および実技講習。

実施時期：令和2年9月26日（土）～27日（日）

収 入：参加料無料

参加人数：中止のためなし

⑪令和2年度鳥取県（鳥取市）地域社会弓道指導者研修会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目 的：研修にて修錬の目標をたて、正しき技術力を得ることを目指し、技術錬磨はもとより更なる指導力の強化を図り、後の修錬・育成に生かすことを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導。射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導力向上の実践。

実施時期：令和2年11月21日（土）～22日（日）

収 入：参加料無料

参加人数：中止のためなし

⑫令和2年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

目的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して銃剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による基本技・応じ技・応用技、形の指導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を實踐。

実施時期：令和2年12月3日（木）～4日（金）

収入：参加料無料

参加人数：中止のためなし

（3）自動販売機設置状況

目的：利用者のニーズに応じた自販機を設置することで販売を促進し、手数料を徴収することにより、指定管理料を減ずることを目的とする。

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し、販売手数料を徴収した。

設置台数：15台

設置者選定方法：コンペティション方式により、鳥取県立武道館の自動販売機設置事業者を選定。選定方法等の詳細は、鳥取県立武道館自動販売機設置事業者募集要項による。

設置者	設置台数および販売物品	設置期間
コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	清涼飲料水1台	H31.4.1～R6.3.31
えびす本郷（株）	清涼飲料水6台 アイスクリーム1台	〃
ダイドーウエストベンディング（株）	清涼飲料水3台	〃
アシード（株）	清涼飲料水4台	〃

①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しない。

②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しない。

③ゲーム機類は、設置しない。

（4）広告事業

目的：鳥取県立武道館ホームページにバナー広告を掲載することにより、武道館の新たな財源を確保し、お客さまへのサービス向上および地域経済の活性化、指定管理料を減ずることを目的とする。

実施内容：武道館ホームページに募集案内を掲載し、ホームページ掲載申込書により申し込むこととした。内容は、鳥取県広告事業実施要綱および鳥取県立武道館ホームページバナー広告取扱要領による。

収入計画

単位	金額 (円)
1 バナーにつきバナー広告用画像 (リンク) を当館ホームページに掲載。 広告期間 : R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金 (円)
有限会社美さご	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (日本料理・活魚・鮨店) http://www.misago.jp/ 	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	12,000
皆生タクシー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (一般常務旅客自動車運送業・タクシー) https://kaike.co.jp/ 	〃	12,000
三井別館	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/mitsuibe kkan/ 	〃	12,000
株式会社九櫻	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ https://www.kusakura.co.jp/ 	〃	12,000
有限会社猪飼弓具店	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (弓道具製造・販売) https://ikai-kyugu.jp/ 	〃	12,000
えびす本郷株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (卸売業) http://www.ebisuhongo.jp/ 	〃	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金 (円)
芙蓉別館	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ(旅館業) https://hpdsp.jp/fu-yo/ 	〃	12,000

(5) その他

事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

目的：鳥取県立武道館近隣にコンビニ等がなく、利用者のニーズも高いことから、コピー・ファクシミリの利用提供を行い、利用者の利便性を図った。

事業内容：コピー・ファクシミリの利用提供を行う。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出した。

収入計画

	単位	金額 (円)
コピー片面印刷 (白黒)	A 4・B 4サイズ1枚につき	10
	A 3サイズ1枚につき	20
コピー両面印刷 (白黒)	A 4・B 4サイズ1枚につき	20
	A 3サイズ1枚につき	40
ファクシミリ	(送信) 1枚につき	30
	(受信) 1枚につき	10

5 障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興

(1) 障がい者及び高齢者(65歳以上)の雇用状況

①障がい者雇用状況

雇用数：0人

②高齢者雇用状況

雇用数：3人

主な業務内容：館内の巡回巡視、窓口受付業務、植栽管理業務等。

(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況

- ・障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間5万円以上の物品調達を行う予定にしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調達金額は4万円以下にとどまった。

- ・障がい者団体等からの就労支援等も積極的に受け入れることとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は受け入れ実績なし。

調達時期	調達物品	調達先の名称	調達数量	調達金額（円）
R2.11.30	回数券(一般) (チケット)	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	20冊	12,540
〃	封筒 長型3号(縦型)	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	2,000枚	20,020

- ・調達件数合計：2件
- ・調達金額合計：32,560円

(3) 障がい者スポーツの普及振興等

①障がい者スポーツに係る施設管理・運営

- ・職員全員が施設の設置目的や関連規定について理解し、施設運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン化の推進により、障がい者に優しい施設づくりをすすめた。
- ・「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」等を積極的に推進した。
- ・当館ホームページを障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指した。

②障がい者スポーツの理解

- ・2020年に東京パラリンピックが開催される予定であったことから、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会やその他の障がい者団体と連携し、健常者による障がい者スポーツ体験を計画する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- ・職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者スポーツへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

③障がい者スポーツ振興策

- ・武道合同体験会での武道以外のスポーツや障がい者スポーツ、パラスポーツなどの体験ができるよう計画する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により武道合同体験会を中止したため実施できなかった。
- ・館内に情報コーナーを開設し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置（新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息した場合に限る）し、当館の利用者に広く障がい者スポーツへの理解と気軽に参加できる環境づくりを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開設を延期した。

- ・当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会等の誘致を積極的に推進する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

④障がい者スポーツ団体との連携

- ・鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会等の誘致を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- ・初級障がい者スポーツ指導員資格を有した職員が在籍しており、障がい者スポーツ大会への役員派遣等に協力・支援を行う予定であったが、大会等が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、派遣はなかった。

6 緊急時の対応

- ・危機管理マニュアルの更新および新規マニュアルの作成を行った。
- ・作成したマニュアルを電子化（PDF）し、タブレット等で確認可能とした。
- ・緊急連絡網を整備し、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備した。
- ・消防避難訓練（年2回）、普通救命講習（毎月）、通報訓練、J-アラートの整備点検、シェイクアウト訓練等を実施した。
- ・県の対応方針等を元に順次マニュアル等を作成した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策も新たに実施した（入館時の検温実施、マスク着用、イベント受付時のフェイスシールド着用、消毒、利用人数の制限等）。
- ・2020年11月29日（日）に駐車場で車両事故が発生し、自動車が当館のクスノキに衝突する被害があった。すみやかに職員が警察等への通報、鳥取県スポーツ協会事務局への第一報等、事故対応を実施した。
- ・上記の事故対応完了後、すみやかに事故報告書を作成し報告した（令和2年度事故報告件数1件）。所管課からの公表はなし。

7 J-ALERT の取扱い

(1) J-アラートの点検業務

- ・毎月1回（第4水曜日14時）の導通点検を実施した（月の業務報告書に記載）。
- ・試験前の事前確認（J-アラートの自動館内放送及びメール通知確認）を実施した。
- ・日常での J-アラートのメール通知確認、週1回の日常点検（受信機画面の確認等）を実施した。
- ・Jアラート操作用パソコンの画面確認を実施した。

(2) J-アラートを使用した訓練

- ・年4回実施される全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（自動的に館内放送・

メール送信等の試験)へ参加実施した。

- ・避難訓練時にJ-アラートを活用したシェイクアウト訓練を実施した。

(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応

- ・危機管理マニュアルにJ-アラート発報時の対応を記載した。
- ・機器の異常発生時に、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼する(令和2年度は異常なしのため依頼なし)。

8 保守管理の実施

(1) 清掃 【委託先：中国大建管財(株)】

①方針および考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

- ・当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートした。小道場(1)の畳を作業員と職員が連携して毎日早朝に消毒作業を実施した。
- ・鳥取県立武道館清掃作業仕様書に基づき実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・日常清掃

※道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」に従って毎日実施した。

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
エントランス・階段・通路・エレベーター	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
更衣室・シャワー室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日
トイレ	はきとり、ふきとり、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日
事務室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
主道場・小道場・弓道場・相撲場	モップがけ、はきとり、設置備品・マット類の清掃等	毎日
研修室・会議室	ふきとり、掃除機吸引等	毎日

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
師範室・相撲場控室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
用具庫	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、備品の整理整頓等	毎日
外構部	ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等	毎日

・定期清掃（1月を単位にして月1～6回行う清掃）

定期清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスクリーニング		●						●				
カーペット清掃												●
ワックス			●			●			●			●
シャワー室洗浄			●			●			●			

(2) 駐車場

①方針および考え方

できる限り施設内外の清掃は職員で行うが、ボランティアやお客さまとも協力しながらごみ拾い等の清掃を行い、美観の維持に努めた。

②具体的な対応

- ・ごみひろい、落ち葉ひろい清掃等を職員および委託業者等と一緒に毎日実施した。
- ・積雪時に駐車場を確保するための除雪作業等を実施した。
- ・駐車場に生じたクラック、陥没などの補修作業を必要に応じて実施した。

(3) 除雪作業

①方針および考え方

冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行・駐車に支障がでないよう除雪作業を行った。

②具体的な対応

- ・積雪がある場合は、歩行等に支障がでないよう駐車場通路等を職員で速やかに除雪作業した（令和2年度7回実施）。
- ・多くの積雪があった際の駐車場の除雪は、隣接する米子ゴルフ場と連携（令和2年度は1回依頼）を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保した。

(4) 喫煙スペース

①方針および考え方

当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されていることか

ら、望まない受動喫煙が生じないように、敷地内を全面禁煙とした。

②具体的な対応

- ・令和2年4月1日から敷地内全面禁煙することとし、令和2年1月18日から、館内の貼り紙、当館ホームページ、SNS等により利用者へ周知した。また、関係団体への全面禁煙についての書類送付を実施した。
- ・令和2年3月31日の閉館をもって、喫煙所の完全撤去を実施した。
- ・敷地内での喫煙を発見した場合は、口頭で注意と説明を行い、理解を求めた。

(5) 消防 【委託先：(株)吉備総合電設】

①方針および考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施した。

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・年2回保守点検作業を実施した（7月・1月実施）。
- ・年2回消防避難訓練を実施し緊急資材を確認した（8月・2月実施）。

(6) 電気設備 【委託先：本田電気管理事務所】

①方針および考え方

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定および自家用電気工作物保安管理業務委仕様書にそった点検を実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○月次点検（2か月に1回）

絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次点検時に提出を受けた。

○年次点検（年1回）

3年に1回の停電点検、2回の無停電点検を行った。

○臨時点検

必要に応じて実施した（詳細は毎月の業務報告書に記載した）。

(7) 警備 【警備委託先：ALSOK 山陰（株）】【消防設備委託先：(株) 吉備総合電設】

①方針および考え方

警備業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った

②具体的な対応

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告する。
- ・職員による巡回・巡視を毎日5回以上実施する。加えて各利用団体の施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やし、より安心安全な施設を提供できるようにした。
- ・火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行った。
- ・お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないように努めた。

③火災に対する適切な対応

○火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

- ・消防避難訓練（8月・2月実施予定）、救命講習実施時に避難場所、マニュアル等の確認を行った。
- ・消防避難訓練時に2号消火栓による放水訓練、通報訓練を行った。

○消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・年2回の消防避難訓練等の実施により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるよう訓練した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施することにより、危険箇所の確認等を行う。加えて施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やした。

④防犯に対する適切な対応

ア 警備委託

- ・警備委託に関しては、鳥取県立武道館警備業務委託仕様書による対応を実施した。

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施（大会、イベント等の開催時にはさらに巡回回数を増やす等）した。
- ・巡回・巡視実施時にあいさつや声掛け等を行った。

ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・緊急連絡網の点検・整備を実施した。また、上位者へ連絡が取れなかった場合についてもマニュアルを作成し対応できるようにした。

(8) その他の保守点検 【委託先：日本オーチスエレベータ（株）】

①エレベーター

ア 方針および考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による保守点検業務を行い、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員や清掃委託業者が巡回・清掃時にエレベーターを確認し、異常等があればすぐに委託業者に連絡を取り対応した。
- ・異常が認められた場合等は、すぐに貼り紙、エレベーターの停止等の措置を行い、使用を中止した。

○遠隔監視

- ・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等を実施した。

○定期点検

- ・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施した。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意喚起を実施した。

②機械設備等 【委託先：米子ガス産業（株）】

ア 方針および考え方

機械設備等保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守を鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務仕様書概要による保守点検業務を行った（毎月の業務報告書により実施状況を報告した）。

○機械設備の年間保守点検実施内容

機械設備等 保守点検項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
吸収式冷温水発生器保 守点検		●		●			●				●	
冷却塔保守点検（薬剤 投与共）		●		●	●	●	●					

機械設備等 保守点検項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
空調調和機保守点検		●					●			●		
空調・衛生ポンプ保守 点検			●						●			
ガス式ヒートポンパッ ケージ保守点検		●										
送風機保守点検					●							
ファンコイルユニッ ト・ロスナイ保守点検		●					●	●				
除塩フィルターユニッ ト保守点検		●					●	●				
空気吸込み用フィルタ ー等の清掃保守点検		●					●	●				
中央監視盤・自動制御 機器保守点検				●								
給湯ボイラー・貯湯槽 保守点検						●						
給湯用受水槽・副受水 槽（水質検査共）			●									
雑用水槽保守点検 （薬注装置共）（水質 検査共）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
冷却塔等の防錆点検	●											
吸収式冷温水発生機コ イル洗浄		●										
冷温水管の防錆保守点 検 （防錆剤投与・水質検 査共）		●		●	●			●	●		●	
噴水・池循環ポンプ保 守点検					●	●						

③自動扉 【委託先：ナブコドア（株）】

ア 方針および考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

・委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）点検を実施（毎月の業務報

告書により実施状況を報告)した。

- ・職員が清掃(清掃委託業者含む)、目視による異常及び異音の確認等を実施し、異常があれば委託業者と連絡を取り、速やかに修理・復旧を行った。

④ゴミ収集 【委託先：(有)安井環境衛生社】

ア 方針および考え方

不燃物・可燃物ゴミの収集業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集は、不燃物・可燃物回収業務仕様書による回収業務を行った。
- ・職員は排出するごみの量を減らす(紙は両面使用、ミスコピーを減らし裏面を使用等)よう心がけ、環境に配慮した取組、SDGs等を意識した業務を行った。

○可燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く週2回収集。

○不燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く2週間に1回収集。

(9) 保険

ア 方針および考え方

下記の「施設所有(管理)者賠償責任保険(人格権侵害担保特約付帯)＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

イ 具体的な対応

○保険加入状況

●対人1名1億円／1事故3億円
●対物1事故1億円
●人格権侵害 1名 50万円／1事故1,000万円／保険期間中1,000万円
○スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)
●死亡・後遺障害 200万円／
●入院医療費補償保険金日額／2,500円

(10) 備品の管理

ア 方針および考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者に安全に安心して利用いただけるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行う。また、破損した備品の修繕は速やかに県へ要望を行った。

イ 具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理を行った。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施した。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備（目視・触診）を徹底した。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕（機のねじ交換、破れた箇所縫製等）を行う。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼した。

(11) リース契約

ア 方針および考え方

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものでリースが望ましいと判断されるものについて契約を行った。

イ 具体的な対応

- ・利用頻度が高く、業務に必要なものについてリース契約を行った。
- ・現在の契約状況は次のとおり。

○契約状況

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	H31. 4. 1～R6. 3. 31	機械維持料金 5,000 円（税別） コピー料金別途
多機能電話システム	R2. 4. 1～R6. 3. 31	月額賃貸借料金 16,790 円（税別）

(12) 修繕

ア 方針および考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者が安全に安心して利用できるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行った。

イ 具体的な対応

- ・損傷又は不具合を発見した場合には、その場に利用者が立ち入らないようにする等の対策をしたうえで、職員で対応可能なものについては応急処置（電球交換、ラインテープによる軽微な床面剥離の研磨処置等）を実施した。
- ・職員で対応できないものについては、業者に依頼する等して迅速な復旧作業に努めた（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。
- ・軽微な修繕については、発見時に職員による応急処置を行い、安全に利用できるよ

う修繕を実施した。弓道場シャッターのグリスアップ3回、駐車場クラックのモルタル補修5回、床剥離面研磨7回、点字ブロック補修1回

・業者による修繕を必要に応じて行った(実施状況は毎月の業務報告書により報告)。

○日常点検

・毎日の巡回・巡視時に施設・設備の点検を行った。

○定期点検

・施設管理マニュアルにより、事務局職員立会いのもと、武道館職員により施設内外の点検を年間4回(4月、7月、10月、1月)行う。

(13) 関係書類の整備

ア 方針および考え方

業務日誌、作業記録等の業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

イ 具体的な対応

・業務日誌、作業記録等の業務関係書類を日常的に整備し、適切に管理した。

・関係書類は過去2年分のものを事務室倉庫で保管し、3年を越える書類については用具庫に保管した。

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額	
収入項目	施設使用料収益	4,368,170	
	教室参加料収益	1,955,450	
	イベント収益	55,000	
	雑収益	461,196	
	自動販売機手数料	2,177,762	
	県委託料	指定管理料	67,537,000
		キャッシュレス委託料	5,000
収入合計		76,559,578	
支出項目	給料手当	20,434,600	
	賃金	3,853,650	
	福利厚生費	5,925,084	
	職員手当	7,975,180	
	旅費交通費	95,229	
	通信運搬費	372,111	
	消耗品費	1,395,838	
	修繕費	2,425,280	
	印刷製本費	517,729	
	燃料費	74,908	
	光熱水料費	9,671,326	
	賃借料	412,308	
	保険料	264,070	
	租税公課	4,115,974	
	報償費	745,706	
	食糧費	102,074	
	手数料	1,244,073	
	委託料	15,804,312	
	負担金補助	242,270	
	備品購入費	497,442	
支出合計		76,169,164	
収入合計 - 支出合計		390,414	

1.0 職員に係る雇用条件及び労働状況

別紙1「労働条件等報告書」

1.1 利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2「利用者及び利用料金の収入状況」

1.2 その他

(1) 利用者サービスの向上

① 専用利用申込書および受付業務の電子化

- ・専用利用申込書の電子化を実施し、申し込みのために遠方からも来館される必要なく、メール（ファクシミリ）を利用して申込書提出ができるように対応した。
- ・手書きだと同じ内容を何度も記載する必要があったが、電子化したことによりデータ修正で対応可能になったことで、お客様と当館双方の処理が簡素化した。

(例1)・月に複数回利用する場合、申込書の住所記載を2件目以降はデータコピーで対応可能とした。

(例2)・料金が自動計算されることにより受付時間が短縮され、料金計算ミスが減少した。

- ・利用許可通知書をメールで申し込みのあったものにはメールでPDF化した許可書を送信し、窓口及びファクシミリでの申し込みには紙ベースで出力して対応した（即日対応）。
- ・カード決済、電子マネー決済に対応し、コロナ禍で接触機会を減らすためにも電子決済を推進した。今後も対応範囲の拡大を検討していく。
- ・とっとり施設予約サービスによるネット予約受付を開始した。

② 利用料金の改定と新規料金の導入

- ・一般利用料金に6月定期を令和元年度から新規導入した。
- ・令和元年度から新たに武道・スポーツの利用に支障のない範囲で利用を促進するために、一部の営利目的の利用料金を値下げしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用がなかった。
- ・作品展示やイベント会場として新規利用場所（エントランス・ホワイエ）の料金設定を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用がなかった。

③ 広報の充実

- ・ホームページをリニューアルし、情報の見やすさ等の向上を図った。専用利用申込書やその他の申込書のダウンロードもスマートフォンで可能対応とし、最新の情報を発信するようこまめな更新を行った。

信を行った（教室情報や館内情報、緊急情報等）。

- ・Facebook 及び Instagram に忘れ物の写真掲載を行った（貴重品は除く）。ネットで写真により外部から忘れ物の確認が可能となっている。
- ・県立や市立の体育施設、文化施設へのポスター掲示やチラシ設置を行った。
- ・地域の民間スーパー等にポスター掲示を依頼した。
- ・米子市内、県西部の小学校等に教室、イベントチラシを配布し広報した（イベント参加者の多くはこのチラシ配布により参加（アンケート結果による））。
- ・SNS（Facebook 及び Instagram）を利用して、ローソンカップ高校生弓道大会の記録速報を掲載した。

④アンケート実施による要望把握

- ・年4回の定期アンケート（6月、9月、12月、3月実施）は、異なる対象者（教室参加者、会議等の利用者、武道の利用者等）に実施し、幅広い世代と利用形態に応じた要望を把握した。
- ・令和2年度についてはイベント時の臨時アンケートは新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

⑤安全対策

- ・冬季に小道場（1）の畳が寒さで収縮することで生じる隙間を埋めるため、軟質のウレタン等で埋める処理を実施した。
- ・弓道場巻藁室に誤射による跳ね返りを防ぐため、跳ね返り防止ネットを増設した。
- ・弓道場近的射場に常設の武者窓では、誤射時の安全性が不十分であるため、寒さ対策、風雨雪の吹込み防止を加えた、より安全性の高いビニール製の武者窓を設置した。また、近的射場に加えて、これまで武者窓設置のなかった遠的射場にも設置した。

（2）鳥取県の施策への協力

- ・鳥取県民の日（9月12日）の周知（ホームページやSNSでの広報、のぼり設置やポスター掲示）と無料開放（当日と9月7日、8日）を実施した。
- ・「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の広報活動、啓発旗、ポスターの設置等を行った。

（3）新型コロナウイルス感染症対応

- ・施設利用後のドアノブ、机、イス、スイッチ類を次亜塩素酸ナトリウム消毒液、アルコール等により消毒するとともに、換気作業を実施した。
- ・武道館入館口を空気の循環効率向上のため、常時開放（密閉の防止）した。
- ・道場各入口の常時開放、巡回時に窓を極力開けることによる換気作業を実施した。
- ・入館口3か所および各道場の入口にアルコール消毒液を設置し、こまめな消毒を呼び

かけた。

- ・入館口の3か所に非接触型の検温機を各2台、計6台設置し来館者の検温を行った。
- ・トイレに殺菌・消毒用の薬用ハンドソープを設置し、手洗いの励行を呼びかけた。
- ・トイレのジェットタオルは、飛沫飛散防止のために使用を中止した。
- ・入館口及び館内に新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起（3密の防止等）のポスター、貼紙等を掲示した。
- ・館内スリッパを消毒済と使用済に分け、使用済のものは毎日こまめに消毒した。
- ・利用の多くなる平日夕方以降や利用の多い日に、館内放送でマスク着用の徹底、3密防止等を呼びかけた。
- ・イベント開催時には時間帯による分散入館と検温を実施した。受付・検温を担当する職員および外部の担当役員にはビニール手袋、フェイスシールドの着用を徹底し実施した。
- ・イベントの参加人数制限（選手1人につき家族は1名まで等）を実施した。
- ・主催事業のうち、一部の弓道競技は、参集することを避け、通信大会として実施した。その他の競技は入館時間を分ける、参加人数を制限するなどして実施した。
- ・入館受付時に確認書の記載を求め、利用者の連絡先等を把握し、必要があれば後日提出してもらえるようにした。
- ・毎朝、清掃職員と連携し、小道場（1）の畳消毒作業を実施した。

（4）社会貢献活動

- ・毎年、米子市の中学生職場体験を受け入れていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためは中止の申し入れがあり、実施しなかった。
- ・部活動の外部指導者として、米子東高校剣道部に職員1名（上田大輔）を派遣（月の業務報告書に派遣日を記載）。
- ・スポーツ団体への協力として、依頼のあった大会等に職員（依藤典篤、山岡士朗、重高邦正、本田洋平、上田大輔、瀬尾憲次）を役員・審判員等として派遣した（月の業務報告書に派遣日等を記載）。

（5）省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）に基づき、リサイクルペーパーの使用、ミスコピー紙の両面使用、ゴミ排出量の把握等を実践した。
- ・常設の暖房器具のない弓道場に、冬季にビニール武者窓を設置することにより、暖房効率の向上をはかった。

（6）PM2.5・黄砂の注意喚起

- ・事務室前に当日のPM2.5等の数値を掲示し、健康被害への注意喚起を行った。

- ・数値が国暫定指針値に近いまたは超過する場合、SNS を通じて注意情報、警戒情報を提供した。

(7) 差別落書きの対応

差別落書きの未然防止のために、環境美化や巡回を徹底し、差別落書きが行われない環境づくりに努めた（令和2年度の差別落書き実績なし）。

(8) 職員研修

- ・常勤職員に年間2回の人権研修を義務付け、研修に参加した。

職員氏名	参加研修会名	開催日
依藤 典篤	音楽は人生の旅～ジャズと人権問題～	8月27日
	拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子	11月3日
山岡 士朗	音楽は人生の旅～ジャズと人権問題～	8月27日
	令和2年度あいサポーター研修	10月16日
重高 邦正	音楽は人生の旅～ジャズと人権問題～	8月27日
	職場における人権問題 人権尊重のコミュニケーション	10月9日
本田 洋平	拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子	11月3日
	生活困窮者自立支援セミナー	1月25日
吉本 幸子	第2回誰でも人権アカデミー 人と人とのより良い人間関係をつくるために	10月1日
	新型コロナウイルスと人権 ～差別・偏見のない社会を目指して～	2月15日
上田 大輔	職場における人権問題	10月9日
	性的マイノリティ（LGBT）支援学習会 ～自分は自分 自分らしくがあたり前の社会へ～	2月14日
上田 幸佳	拉致問題啓発舞台劇公演 「めぐみへの誓いー奪還ー」	10月2日
	新型コロナウイルスと人権 ～差別・偏見のない社会を目指して～	2月15日
瀬尾南々美	第1回「拉致問題の解決に向けて」	9月17日

職員氏名	参加研修会名	開催日
	職場における人権問題 人権尊重のコミュニケーション	10月9日

- ・ 接遇研修等を研修計画にそって実施した。

(9) 植栽管理

- ・ 植栽管理（中低木・高木剪定、除草、芝サッチ除去等）は原則として職員が行い、外部委託経費を削減した。
- ・ 弓道場の芝刈り、薬剤散布は隣接する米子ゴルフ場に依頼した。
- ・ 植栽管理は下記の年間計画により実施し、気象条件や雑草の状態等を見て、除草回数を増減する等して臨機応変に対応した。

(10) その他

- ・ 令和2年12月から令和3年1月末まで、冬期イルミネーションを試験的に実施した。
- ・ 武道館の情報提供ツールとして、道場側入館口にデジタルサイネージを設置し、イベント情報や新型コロナウイルス感染症対策情報等を掲載し、情報提供、注意喚起を行った。

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤正職員	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	無	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業8時30分 終業22時15分 ※「交代制」の場合 次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業8時30分 終業17時15分 ・始業11時45分 終業20時30分 ・始業12時30分 終業21時15分 ・始業13時30分 終業22時15分 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり2日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給217,800円以上 日給 円以上 時間給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(202.5/100)、12月(194.5/100)) (7)昇給 有(時期4月) (8)平均給与月額 円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	中小企業退職金共済制度 月額16,000円	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	嘱託職員(常勤)	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	有(1年)	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業8時30分 終業22時15分 ※「交代制」の場合 次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業8時30分 終業17時15分 ・始業11時45分 終業20時30分 ・始業12時30分 終業21時15分 ・始業13時30分 終業22時15分 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり2日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 16日 ・継続勤務6ヶ月以内の場合 2ヶ月経過で 2日 (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給147,500円以上 日給 円以上 時間給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(70/100)、12月(70/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	無	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	嘱託職員(非常勤)	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	有(1年)	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業 8時30分 終業 12時30分 ・始業 17時15分 終業 22時15分 (2)休憩時間 分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:無 (4)労働時間に係る協定の有無:無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり 日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 所定の労働日数による ・継続勤務6ヶ月以内の場合 2ヶ月経過で 日 (2)その他の休暇 ・有給:年次休暇 ・無給:	
8 賃金	(1)賃金 月給 円以上 日給 円以上 時間給 850円 (2)諸手当の額及び計算方法 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 10日 (6)賞与 無(時期 月()、月()、月()) (7)昇給 無(時期 月) (8)平均給与月額 円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	無	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	無	
11 その他		

令和2年度 管理施設の利用に係る利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2
(単位:人)

区分	区 分												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
主道場	有	329	330	840	856	811	1,523	977	2,092	608	666	1,378	1,447	11,857
	減	0	0	0	230	0	14	208	496	258	20	0	6	1,232
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	有	329	330	840	856	811	1,523	977	2,092	608	666	1,378	1,447	11,857
	減	0	0	0	230	0	14	208	496	258	20	0	6	1,232
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非営利	有	723	648	1,502	1,625	1,421	1,766	1,997	2,140	1,737	1,034	1,918	2,058	18,569
	減	42	23	73	47	139	93	163	50	248	57	126	168	1,229
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	有	723	648	1,502	1,625	1,421	1,766	1,997	2,140	1,737	1,034	1,918	2,058	18,569
	減	42	23	73	47	139	93	163	50	248	57	126	168	1,229
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弓道場	有	3	10	27	65	118	184	81	113	51	46	246	212	1,156
	減	0	0	0	0	0	0	405	36	8	0	8	0	449
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	有	3	10	27	65	118	184	81	113	51	46	246	212	1,156
	減	0	0	0	0	0	0	405	36	8	0	8	0	449
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相撲場	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修室	有	273	145	528	597	501	502	549	670	718	550	649	794	6,476
	減	0	18	22	0	0	0	0	11	0	0	0	0	51
	料	0	20	484	404	499	463	0	413	720	321	500	575	4,399
放送室	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	有	273	145	528	597	501	502	549	670	718	550	649	794	6,476
	減	0	18	22	0	0	0	0	11	0	0	0	0	51
	料	0	20	484	404	499	463	0	413	720	321	500	575	4,399
エントランス・ホワイエ	有	67	107	188	170	160	146	170	140	134	170	163	198	1,813
	減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	有	1,582	1,686	4,539	4,690	4,451	5,748	4,876	6,471	5,316	3,414	5,630	6,131	54,534
	減	92	131	185	335	210	215	827	663	540	143	193	280	3,814
	料	1,674	1,817	4,724	5,025	4,661	5,963	5,703	7,134	5,856	3,557	5,823	6,411	58,348
前年度利用者合計	有	6,691	9,372	10,219	9,570	6,461	8,464	12,675	13,636	8,665	8,393	7,586	4,533	106,265
	減	25.0	19.3	46.2	52.5	72.1	70.4	44.9	52.3	67.5	42.3	76.7	141.4	54.9
	対前年比 (%)													
当年度施設使用料収入額(A)		132,500	87,490	365,660	339,550	450,970	513,120	281,520	502,770	395,930	320,410	516,620	461,630	4,368,170
教室参加料収入額(B)		389,750	51,000	15,200	580,000	12,250	262,500	182,000	37,500	281,500	119,750	16,500	7,500	1,955,450
イベント収入額(C)		0	0	14,500	0	2,500	11,500	0	14,500	0	0	10,000	2,000	55,000
自動販売機手数料収入額(D)		0	117,269	171,818	186,583	160,029	216,587	195,549	182,237	239,299	139,905	94,952	473,534	2,177,762
雑収入額(E)		72,260	12,820	600	330	720	850	87,354	1,070	800	181,982	910	101,500	461,196
当年度収入額		594,510	268,579	567,778	1,106,463	626,469	1,004,557	746,423	738,077	917,529	762,047	638,982	1,046,164	9,017,578
前年度収入額		916,813	736,479	1,921,949	1,543,117	1,121,691	1,331,429	1,096,194	1,286,437	1,265,437	1,040,525	972,747	669,575	13,902,426
対前年比 (%)		64.8	36.4	29.5	71.7	55.8	75.4	68.0	57.3	72.5	73.2	65.6	156.2	64.8

(単位:円)